

協働環境委員会会議録

平成29年12月20日（水）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：09

【 案 件 】

1. 議案第 70号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
2. 議案第 72号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
3. 議案第 77号 平成29年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）
4. 議案第 83号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
5. 議案第 91号 飯塚市国民健康保険出産費支払資金貸付基金条例を廃止する条例
6. 議案第 95号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
7. 議案第 98号 財産の譲渡（幸袋池田集会所）
8. 議案第 99号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）
9. 議案第102号 土地の処分（潁田病院敷）

【 所管事務調査 】

1. 体育施設の指定管理について

【 報告事項 】

1. 公用車による交通事故発生の報告について（環境対策課）
2. 平成30年度国保事業費納付金等の推計結果について（医療保険課）
3. 平成30年度コミュニティ交通の運行について（まちづくり推進課）

○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「議案第70号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

それでは、「議案第70号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。補正予算書の121ページをお願いいたします。

第1条において既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億8525万1千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ171億5882万4千円とするものでございます。

今回の補正は、本年度上期の実績をもとに、決算見込み額を精査いたしまして、歳入歳出予算において増額いたしております。詳細につきましては事項別明細書でご説明いたします。

133ページをお願いいたします。まず、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、1人当たり医療費の増により、1億1689万円増の80億3091万8千円を計上いたしております。

134ページをお願いいたします。同じく2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましては、9月分までの実績から3月までの見込みを推計し、4776万1千円増の12億8333万2千円を計上いたしております。同じく3項出産育児諸費、1目出産育児一時金につきましては、8月分までの実績から3月分までの見込みを推計し、1176万円減の6048万円を計上いたしております。

135ページをお願いいたします。3款後期高齢者支援金、及び6款介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払い基金への納付額が確定いたしましたので、その額に合わせ、そ

れぞれ補正いたしております。

137ページをお願いいたします。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金につきましては、平成28年度の国庫負担金等の超過交付分を返還するもので、7065万3千円を計上いたしております。11款基金積立金、3億7802万2千円につきましては、30年度からの新制度施行後における国保税の収納不足や保険給付費の増高に備えるため、保険給付費等準備基金に積み立てるものでございます。

126ページをお願いいたします。次に、歳入予算の主なものについてご説明いたします。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、8月分までの調定実績から3月までの調定額を推計いたしまして、8297万1千円減の24億2090万9千円を計上いたしております。この減額の主な要因といたしましては、被保険者数の減、及び軽減対象範囲の拡大に伴います軽減世帯の増加等によるものでございます。

128ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金につきましては、歳出予算の一般被保険者療養給付費の増等に伴い、3200万2千円を増額いたしております。同じく2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、当初予算において、歳入超過分の約9千万円を、1節の普通調整交付金で財源調整しておりましたが、決算見込み額を精査する中で、歳入超過分を基金に積み立てることといたしましたので、1億168万4千円増の12億1764万4千円を計上いたしております。

129ページをお願いいたします。5款前期高齢者交付金につきましては、交付額の確定により、5319万1千円を減額いたしております。6款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金につきましては、保険給付費の増に伴い、629万円増の4億1869万9千円を計上いたしております。

130ページをお願いいたします。9款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、普通交付税の係数変更によります財政安定化支援事業繰入金の減等により、3619万4千円を減額いたしております。同じく2項基金繰入金、1目国民健康保険出産費支払資金貸付基金繰入金につきましては、この後審議していただきます基金条例の廃止に伴い、基金に積み立てておりました現金を繰り入れるものでございます。

131ページをお願いいたします。10款繰越金につきましては、平成28年度の繰越金5億1656万5千円を計上いたしております。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第70号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第72号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第72号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。

補正予算書の177ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総

額から歳入歳出それぞれ7736万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7531万1千円とするものでございます。詳細につきましては事項別明細書で説明いたします。

182ページをお願いいたします。まず、歳出予算についてご説明いたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入予算の後期高齢者医療保険料の減等に伴い、7677万6千円減の18億3109万6千円を計上いたしております。

180ページをお願いいたします。次に、歳入予算についてご説明いたします。1款後期高齢者医療保険料につきましては、当初予算において、軽減特例措置の見直しを見込み予算計上しておりましたが、特例措置の一部継続に伴い、総額で1億2026万4千円減の12億7836万2千円を計上いたしております。4款繰越金につきましては、平成28年度の出納閉鎖期間における平成29年4月及び5月収納分の保険料4236万8千円を計上いたしております。

以上簡単ですが、後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第72号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第77号 平成29年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第77号 平成29年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。補正予算書の233ページをお願いいたします。第1条で規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万4千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1738万2千円とするものでございます。今回の補正につきましては、歳入における基金運用収入等の金額の変動、平成28年度決算による前年度繰越金の額の確定、また、今年度、前期実績により、決算見込み額を算出し、それに基づき補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきます。歳入からご説明いたします。236ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります。1款1項1目1節汚水処理施設使用料の収入増を見込みまして、29万5千円を増額補正するものでございます。次に、2款1項財産運用収入につきましては、実績に基づきまして、1目1節、利子及び配当金、2目1節基金運用収入で、計2万2千円の増額補正をするものです。次に、3款1項1目繰越金につきましては、前年度決算の結果、前年度繰越金129万7千円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。237ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、決算見込みに基づきまして、19節負担金補助及び交付金、これは企業局への事務委任負担金でございますが、及び27節公課費、消費税分で計11万1千円の減額となっております。

次に、2目の施設管理費につきましては、決算見込みに基づきまして、25節の積立金にお

いて汚水処理施設整備基金の積立金１７０万３千円、それから、歳入の財産運用収入との関連で、預金利子積立金１万５千円、及び運用収入積立金７千円の計１７２万５千円の増額補正を行うものでございます。

以上簡単ですが、補正予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第７７号 平成２９年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第１号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第８３号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第８３号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案書の５ページをご覧ください。本案は、飯塚鎮西小学校及び飯塚鎮西中学校の鎮西中学校区小中一貫校の位置が大日寺１４１番地と定められ、鎮西交流センターを併設することに伴い、鎮西出張所の位置、大日寺５９３番地１６を大日寺１４１番地に改めるものです。

以上、簡単ですが、説明終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第８３号 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第９１号 飯塚市国民健康保険出産費支払資金貸付基金条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第９１号 飯塚市国民健康保険出産費支払資金貸付基金条例を廃止する条例」について、補足説明をいたします。

議案書の３２ページをお願いいたします。当該基金につきましては、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産費用を支払うための資金を貸し付けるために設置しておりましたが、平成２３年度から「出産育児一時金の医療機関等への直接支払い制度」が導入されまして、２４年度以降貸し付け実績がなく、基金保有の必要性がなくなったため廃止しようとするものでございます。施行期日は平成３０年３月３１日としております。また、この基金に属していた現金等は、施行日におきまして、国民健康保険特別会計に繰り入れることについて規定しております。

以上簡単ですが、議案第 9 1 号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 9 1 号 飯塚市国民健康保険出産費支払資金貸付基金条例を廃止する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 9 5 号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第 9 8 号 財産の譲渡（幸袋池田集会所）」、以上 2 件は関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人権・同和政策課長

「議案第 9 5 号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」と「議案第 9 8 号 財産の譲渡（幸袋池田集会所）」とは、関連がありますので、一括して補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第 9 8 号のほうから説明させていただきます。議案書の 4 9 ページをお願いいたします。議案書に譲渡する財産、譲渡の相手方、5 0 ページに位置図、5 1 ページに建物図を記載しております。集会所は、同和対策事業や旧産炭地環境改善整備により設置した建物で、この幸袋池田集会所は、昭和 5 3 年に建設され、人権・同和政策課が所管しております。

集会所につきましては、飯塚市公共施設等のあり方に関する第 1 次実施計画におきまして、地域の実情や管理運営、利用実態を踏まえながら、移譲等について地元等と協議を行うものとしており、このたび、譲渡の相手方の池田自治会の地縁団体の設立が完了いたしましたので、無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

また、地縁団体に無償で譲渡するためには、公共施設として用途廃止することとなるため、議案第 9 5 号の条例の一部を改正する条例をあわせて上程しております。詳細につきましては、議案書の 3 9 ページをお願いいたします。飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例として、集会所の名称及び位置を示す別表から、この幸袋池田集会所の項目を削除するものでございます。なお、譲渡後は、改修等必要な場合、飯塚市自治公民館等建築補助金での対応となります。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 9 5 号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第 9 8 号 財産の譲渡（幸袋池田集会所）」、以上 2 件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案 2 件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いた

しました。

次に、「議案第 99 号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」を、議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課主幹補

課長のほうが、総務委員会のほうに出席させていただいておりますので、私のほうが補足説明をさせていただきます。議案第 99 号 財産の貸付けについて補足説明をいたします。議案書の 52 ページをお願いいたします。本案につきましては、筑穂庁舎有効利活用の一環としまして、余裕のある筑穂庁舎の地域の交流拠点として活用する目的で、平成 26 年 4 月 1 日に設置いたしました、飯塚市筑穂ふれあい交流センターの一部、37.88 平方メートルを、ふれあい広場事業、ふれあいカフェ厨房として使用するため、筑穂地区まちづくり協議会に対しまして、無償による貸し付けを行うため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

今回、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の 2 年間の無償貸付期間が満了するため、その継続といたしまして、無償貸付期間を平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間とさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 99 号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 102 号 土地の処分（颯田病院敷）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

それでは、議案第 102 号 土地の処分について補足の説明をさせていただきます。

議案書の 59 ページをお願いいたします。「議案第 102 号 土地の処分（颯田病院敷）」についてでございますが、提案理由につきましては、普通財産を売却するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号、及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、所在地は飯塚市口原七枝 1049 番 2 外 3 筆、地目は宅地、処分面積は 9988.47 平方メートル、処分価格は、1 億 2779 万 6596 円、処分の相手方は、住所、京都郡みやこ町勝山箕田 298 番地、名称でございますが、医療法人博愛会、理事長岡松秀一でございます。

当該土地につきましては、颯田病院敷でございますが、颯田病院につきましては、平成 20 年 4 月 1 日に、飯塚市から医療法人博愛会へ運営の移譲をいたしました。そのときに締結いたしました運営の移譲に関する協定書では、飯塚市は、医療法人博愛会に対し、病院に係る土地を運営の移譲日から起算して最長 10 年間無償で貸与するとしておりまして、医療法人博愛会は、病院に係る土地の無償貸与期間終了後、当該土地を譲渡時の時価で購入することとなっております。移譲日の平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日をもって、無償貸与期間であります 10 年が経過いたしますことから、病院に係る土地を処分するものでございます。処分をいたします財産の明細につきましては議案書 60 ページに、また、位置図につきま

しては61ページに記載しております。

以上、簡単でございますが、土地の処分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第102号 土地の処分（颯田病院敷）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:24

再 開 10:25

○副委員長

それでは委員会を再開します。上野委員から「体育施設の指定管理について」、所管事務調査をしたいとの申し出がっております。上野委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。上野委員に発言を許します。

○上野委員

本年度6月20日付で、監査委員より指定管理者監査として、飯塚市体育施設の件について公表がされましたが、余りにも指摘事項が多いので、その内容についてただしていきたいと思いますので、どうぞお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○副委員長

お諮りいたします。本委員会として、「体育施設の指定管理について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「体育施設の指定管理について」を議題といたします。上野委員に質疑を許します。

○上野委員

平成29年6月20日付で、監査委員より指定管理者監査として飯塚市体育施設の公表がされましたが、これは市のホームページに掲載もされておりますが、これまでに、例を見ないほどの指摘事項がございます。具体的な指摘内容とともに、今後の改善策についてはっきりさせる必要があると思いますので、質問させていただきたいと思います。

まず指定管理者である飯塚市体育協会の概要について教えてください。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市体育協会は、市民の健康、体力の増進、及びスポーツ活動を通じ、相互の親睦、運動技術の向上を図り、あわせて本市のスポーツ振興に寄与することを目的に設立した団体でございます。現在12の各地区体育振興会とともに、25の各種競技団体等で構成されております。

○上野委員

指定管理者として、いつから、どの施設を管理していますか。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市体育協会は、平成22年から飯塚第1体育館を初め14施設の指定管理者に指定され、平成27年からも引き続き14施設の指定管理者として現在に至っております。また、平成

28年からは市水泳協会、飯塚スイミングスクールと共同で、健康の森公園市民プールを初め、3つの施設の指定管理者として指定されております。

○上野委員

合計17の施設の指定管理者になっているということですが、年間の予算額は幾らになりますか。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市体育協会の平成28年度の決算といたしましては、補助金会計が、収入で427万4141円、支出で422万3876円。体育施設指定管理会計では、収入が9431万866円、支出では、8752万8244円。健康の森公園体育施設指定管理会計では、収入が9531万7174円、支出が、9357万1880円となっております。

○上野委員

合計すると約1億9千万円弱のお金を管理しているということになりますでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

そのとおりでございます。

○上野委員

この予算の決定や決算、また、先ほどの説明にあった会計の種類、そして、その内容について教えてください。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市体育協会では、予算及び事業計画につきましては、総会で決定がなされ、決算及び事業報告は、常任理事会で承認されます。これは飯塚市体育協会規約で定められております。会計の種類でございますが、飯塚市体育協会では、指定管理に係る会計、そして、そもそも体育協会が行ってきた自主事業や市からの委託事業をあわせて補助金会計として区別をしております。また、指定管理に係る会計においては、第1体育館など14施設分と、健康の森公園市民プールなど3施設分を分けて会計処理を行っております。

○上野委員

今回の監査の内容と、その結果について教えてください。

○健幸・スポーツ課長

今回の監査は、飯塚第1体育館等14施設の指定管理の管理者の部分でございまして、平成27年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況や、施設等の管理状況について監査がなされております。その結果につきましては、指摘事項件数は14件に上り、その内容も施設の安全管理、労務管理、予算の執行に関するものなど多岐にわたっておりまして、大変厳しい結果となっております。

○上野委員

私も市のホームページで監査講評を見ましたが、その指摘事項の中で特に気になったのは、不適切な予算の執行に関することです。そもそも予算の執行といいますか、経理の事務などは、どのようになされておるのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

予算の執行及び経理等の実務につきましては、この体育協会に雇用された事務局職員が、体育協会の規約、規程、規則に基づき行うこととなっております。

○上野委員

その事務局のトップはどのような方ですか。

○健幸・スポーツ課長

市職員OBの方でございます。

○上野委員

例えば監査に指摘されているような職員の自家用車を公用車として借り上げていることや、指定管理業務に関係のない団体との懇親会費を支出していたというようなことは、規程等に基づ

づいた事務処理なるのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

監査後に確認、調査いたしましたところ、そもそもそういった規程等がなかったり、規程等を改正していても、総務会等、しかるべき場で審議がなされていないなど、不適切な事務処理が判明いたしましたので、そういった部分も含めて改善に向けて、現在も協議、指導等を行っているところでございます。

○上野委員

それでは監査に指摘された不適切な予算の執行は、どなたの判断で行われたということになるんですか。

○健幸・スポーツ課長

体育協会の事務局の職員であります。

○上野委員

指摘事項の中に、規程や根拠がないのに通勤として乗ってきた自家用車を、勤務中には公用車として借り上げた形で借り上げ料を支払っていたとの指摘もあります。だれの自家用車を借り上げ、どのように料金を支払っていたんですか。

○健幸・スポーツ課長

これは、管理業務のための業務用軽トラックとして飯塚市体育協会事務局長の自家用車を借り上げておりまして、毎月2万円の借り上げ料を払っておりました。

○上野委員

それは複数年に及んでいた支払い行為でしょうか。

○健幸・スポーツ課長

複数年にわたると思っております。

○上野委員

そのような規程や規則も決めず、内部で決めて借り上げしたということですね。確認いたします。

○健幸・スポーツ課長

自家用車の借り上げにつきましては、常任理事会や総会などの審議決定を行っていないため、規約、内規の規程はございません。事務局内の決め事として運用していたと考えております。

○上野委員

事務局が決めていたということですが、借り上げ料は毎月2万円ということですが、このいわゆる自家用車に対する他の経費、例えばガソリン代などはどのようになってました。

○健幸・スポーツ課長

それらの事項については、確認をさせていただきたいと考えております。

○上野委員

例えば、規程や規約がないのに、このような行為を、市の部長が同様な行為をされた場合、どのようになりますか。

○健幸・スポーツ課長

一つの事項の案件によりまして内容を調査した後、処分の対象となる可能性があるかと考えております。

○上野委員

監査指摘においては、安全管理についても指摘がなされていますが、どのような内容なのか、また、体育施設の指定管理者として、この部分というのは最も重要なことだと思いますが、どのような認識なのか教えてください。

○健幸・スポーツ課長

今ご指摘の分ですが、この内容といいますのが消防設備の点検において、指摘された不良箇所をそのままにしていた点。そして、AEDの電極パッドやバッテリーの使用期限が切れたも

の、AED本体も耐用年数を超えていた点等がございます。また、市民公園健康スポーツ広場のベンチが破損しており、そのままになっているというような点が指摘をされております。施設管理を行う上で、利用者の安全というものは最優先で取り組まなければならない事項だと認識しております。

○上野委員

もう1点指摘事項で、補助金会計と指定管理会計が明確に区分されていないとの指摘がなされておりますが、具体的に教えてください。

○健幸・スポーツ課長

今のご質問の分ですが、指定管理に係る支出の中に、補助金関係に係る会計に係る経費が含まれていたというものでございます。

○上野委員

今回の監査においては指定管理の部分ということだと思いますが、補助金等における経理の問題というのはなかったのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

先ほどの回答と逆の場合ということでございますが、今回の監査後に、それらの支出状況を確認いたしましたら、補助金及び委託料においても問題が多数見受けられております。なお、この部分の問題については、補助金及び委託料の返還というような問題も含まれますので、現在、詳細な調査を行っているところでございます。

○上野委員

補助金や委託料の返還というのは、どういうふうな内容になるんですか。

○健幸・スポーツ課長

補助金事業や委託事業の中には、参加料を取る事業が含まれますが、それらの事業において、その参加料を予算に含まず、あえて指定管理の会計に、事業費の収入に入れている事例がございます。この補助金事業及び委託事業の予算は100%市からの支出となりますので、本来その参加費分は少ない支出で済んだものと思われれます。

○上野委員

その参加費は、指定管理の会計に計上されていれば、単なる計上間違いではないのでしょうか。どこにも計上されてなければ問題だと思うんですが、いかがでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど説明をいたしましたように、この補助金事業及び委託事業の予算は100%市からの支出となりますが、指定管理の会計に収入で入れますと、本来、賄える金額以上の経費を市からもらい、その分が指定管理者が自由に使える予算となります。したがって、そこに問題性といえますか、悪質性がなかったか、現在、確認をしているところでございます。

○上野委員

それは市に対し、不正に要求していた、請求していたというようなことになるんですか。

○健幸・スポーツ課長

調査をしておりますが、その可能性はないわけではございません。

○上野委員

当然その部分の金額は返還していただけるわけですね。

○健幸・スポーツ課長

問題性等がない場合でも、あるなしにかかわらず、その分の金額が実際存在していれば、返還していただくことになるという予定になっております。

○上野委員

その金額について把握されていれば教えてください。

○健幸・スポーツ課長

現在、調査をしております。現在のところはわかっておりません。

○上野委員

その辺の会計処理といいますか、予算や決算の組み立てなどはどのように決められているのでしょうか。最初に説明のあった総会や常任委員会で細かいところまで審議するものなのかどうかお尋ねいたします。

○健幸・スポーツ課長

予算、決算の資料は事務局でつくります。先ほどの問題性がある会計処理につきましても、事務局でなされたものだと考えております。総会、常任委員会では、その辺の細かなところまでの説明はあっておりませんし、審議していないと思われます。

○上野委員

事務局のトップの方は市のOB、公金の取り扱い、公のルールなどは熟知されていると思うんですよ。このような事務処理の方法は意図的ではないかと疑義を持たざるを得ないのではないかと私は思います。

それでは体育協会で雇用をしている専任のスタッフは何名おられるのか、またその中で、事務局のスタッフは何名おられるんですか。

○健幸・スポーツ課長

現場管理スタッフとして5名、事務局スタッフとして4名を雇用されております。

○上野委員

そのスタッフ雇用の条件等はあるのでしょうか。また、どのように採用が決まっていくのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

採用の条件及びその他選考方法につきましては、市としては把握はさせていただいております。

○上野委員

それぞれのスタッフの給与については御存じですか。

○健幸・スポーツ課長

給与の総支給額は把握しておりますけれども、個別の給与額については、把握はしてはおりません。

○上野委員

規約等はどのようになっていますか。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市体育協会給与及び旅費規程がございまして、その中で給与について定められておりますが、その運用については、不明確なものとなっております。

○上野委員

それでは事務局が勝手に決めている可能性もあるということですか。

○健幸・スポーツ課長

その内容についても、現在調査をさせていただいているところでございます。

○上野委員

そもそも飯塚市体育協会はどのような団体なのでしょう。組織内のことは何をしても良い、市とは関係のない団体なんですか。

○健幸・スポーツ課長

体育協会はその規約の目的におきまして、市民の健康、体力の増進及びスポーツ活動を通じ、相互の親睦、運動技術の向上を図り、あわせて本市のスポーツ振興に寄与することを目的とすることになっております。これは指定管理者となった現在においても同様でございまして、市民総体や各種スポーツ大会、スポーツ教室の実施など、本市のスポーツ振興には必要不可欠な存在であり、連携しながら、本市のスポーツ振興を図っていく存在でございます。一方、指定管理の管理者としての立場では、その専門性を生かし、市民のスポーツ環境の整備を図ること

を期待し、指定管理者の指定を受けたものでございます。なお、この点につきましては、施設管理の点では自由な裁量というものが認められております。しかしながら、この体育協会は、公共的な団体であることに変わりはないので、その説明責任や義務というものは守らなければならないと考えております。

○上野委員

この体育協会は法人格を持たれておるのでしょうか。また、内部監査はどのようなになっていますか。

○健幸・スポーツ課長

現在、飯塚市体育協会は法人格を持っておらず、任意団体の扱いとなります。協会内部において監事2名が選出され、年1回の監査はされております。

○上野委員

年間約2億円を扱う団体が任意団体ということですが、他市の状況についても教えてください。

○健幸・スポーツ課長

現在、任意団体となっておりますが、権利、義務、そして責任の所在をはっきりさせるためにも、法人化が必要ではないかと考えております。実際、県内で市体育協会が法人化しているところは13市あり、特に指定管理者として指定されている体育協会は、13市のうち11市がNPO法人もしくは、一般社団法人化などされておりますので、飯塚市体育協会も信頼性を高めるためにも、法人化が必要ではないかと考えております。

○上野委員

13市中11市が法人化されている。残りの2市については、委託金額も非常に少ないというふうに聞き及んでおりますので、ほとんどの団体というか、全ての団体が法人化されているわけですね。主管課として、これまであなた方何やられてきたんですか。指定管理の部分、そして本市のスポーツ振興の部分において、飯塚市体育協会とどのような形で協議や指導を行ってこられたのかお伺いします。

○健幸・スポーツ課長

体育協会のスタッフは、市職員以上に経験がございますので、施設管理につきましてはお任せするとともに、各種事業の実施においても体育協会にある程度お任せをするというような状態が続き、主管課は事務処理が主となっております、このような状態になってしまったことを大いに反省しているところでございます。

○上野委員

今回の監査結果を受けて、所管課としてどのような対処をしてこられたのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

各指摘事項に対して、不適切な事務処理が生じた原因を確認いたしまして、具体的な改善策等を早急に検討するように指導し協議を行いました。現在では、直ちに改善可能な事項につきましては是正をしております。その他の事項につきましても、早急に解決できるよう、協議、指導を継続しております。

○上野委員

ここまでの指摘事項を受けるまでにした主幹課の責任は大きいと思います。今後どのようにして体育協会を指導監督していくのか、また、このような監査の結果を受けて、今後も指定管理者を続けてよいものかどうか検討する必要があると思いますが、いかがですか。

○健幸・スポーツ課長

ご指摘のとおり、主管課として事務処理内容の認識、確認不足でございまして、深く反省をしております。また、体育協会は、本市のスポーツ推進にとって必要な団体であり、連携を密にとる必要がございます。その点からも、その意識が不足したものと考えております。今後、管理運営の適正を期するとともに、本市のスポーツを振興する立場として定期的な協議の場を

持ち、相互に協力しながら改善してまいります。また、指定管理者としての是非といいますか、につきましては、今後の改善状況を見て判断をしたいと考えております。

○上野委員

今の段階でもこれだけ不適切な会計処理や運営状態が明らかになっておるんですが、さらに問題なのは、監査公表から半年も経過してるにもかかわらず、市が把握していない事項が余りにも多過ぎる。これは体育協会事務局が非協力的であると言わざるを得ない状況だと思います。現状の体育協会の事務局人事が、極端に言えば一掃されない限り、指定管理を継続すべきではないという意見が出て仕方がないと思いますが、副市長、どのような認識なのか教えてください。

○副市長

先ほど担当課長がご説明しておりますように、指定管理につきましては、今後、調査しておりますので、その結果を待つて検討してまいりたいと考えております。ただ、今質問者が言われますように、法人格も持たないし、不明瞭な点がたくさんありますので、そのところは体育協会と協議しながら是正してまいりたいと考えてますので、よろしくお願いします。

○上野委員

もしもあなた方が、事務局長が市のOBだから指導できないとすると、今後、市役所を退職されている方々の再就職に関しても、いろんなルールづくりが必要になってくるのではないかと私は思っているんです。今後の経過を周知させていただいて、その結果についてまたお伺いする機会もあろうかと思っておりますので、よろしくお願いをしておきますし、またこのままでは、体育協会自体に不信感を持たれかねません。今後は、事務事業が適正に行われ、本市のスポーツ振興に貢献していただけるように切に望みます。個人的にも公的にもよろしくお願いいたします。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:52

再 開 10:53

○委員長

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載の3件について執行部から報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「公用車による交通事故発生の報告について」報告を求めます。

○環境対策課長

「公用車による交通事故発生の報告について」報告いたします。お手元の資料をお願いいたします。このたびの環境対策課職員が起こしました事故において、市に損害を与えましたことについて深くおわび申し上げます。本件事故は、去る11月28日火曜日、午前9時35分ごろ、環境対策課、クリーンセンター職員が、飯塚市西徳前地内において、可燃ごみ収集業務のため、塵芥車（パッカー車）を運転中に、方向転換が必要になり、飯塚薬剤師会館駐車場において、方向転換をさせていただいたところ、塵芥車の後上部を飯塚薬剤師会館駐車場の天井部

分に接触し、損傷させたものでございます。なお、公用車への車両損傷と人身傷害はございませんでした。この事故の原因は、車両の後方はもとより、周囲の安全確認を十分に行わなかったことが大きな要因でございます。職員の交通事故防止につきましては、日々の朝礼等において安全確認に努めるよう指導しておりますが、今回の事故を受け、事故翌日11月29日に環境対策課全職員を対象に安全運転を含めた講習会を開催いたしました。今後も引き続き、当該職員はもとより、ほかの職員にも機会あるごとに安全確認等の注意喚起を行い、交通事故防止の指導徹底を行ってまいります。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成30年度国保事業費納付金等の推計結果について」報告を求めます。

○医療保険課長

平成30年度国保事業費納付金等の推計結果について、ご報告いたします。

資料の1ページをお願いいたします。平成30年度国保事業費納付金等の推計につきましては、下の表の網掛け部分に記載しておりますように、国が示した仮係数を基に、30年度予算ベースで新制度を前提として試算が行われております。また追加公費として、総額1700億円のうち、約1500億円が反映されております。各市町村におきましては、今回試算された市町村標準保険料率等を目安に、30年度の保険料(税)水準の検討が行われているところでございます。

2ページをお願いいたします。これは11月22日に県から示されました市町村別1人当たり納付金額の仮算定結果になります。飯塚市は網かけの部分になりますが、28年度納付金相当額、決算ベースで、12万7143円、30年度納付金額で、11万5741円、対28年度伸び率は91.03%、金額にしまして1万1402円の減となっております。また算定の結果、負担増となる団体が24団体ありますが、右下に記載のとおり、国費や県費を活用して負担緩和が図られることとなります。なお、2つ目の米印に記載しておりますように、今後、国からの確定係数等を基に県において本算定が行われるため、納付金額は変動することになります。

3ページをお願いいたします。平成30年度推計結果でございますが、(1)の国保事業費納付金につきましては、D欄に記載のとおり、総額で約32億7千万円。1人当たり納付金額は11万5741円となっております。次に(2)の保険料必要総額につきましては、納付金総額から市町村向けの公費や保健事業費等の費用を加算、減算して算定されるもので、標準保険料率算定のベースとなります。本市の場合、D欄に記載のとおり、総額で約23億6千万円、これを標準的な収納率で割り戻した約25億4千万円が、いわゆる調定額ということになります。

次に本市の現行税率と標準保険料率との比較でございますが、網掛けの部分が本市の現行税率で、以下、県が算定しました3方式の場合の標準保険料率、それから、各市町村の算定方式(4方式)による保険料率を記載しております。現行の税率と比較しますと、標準保険料率3方式の場合で、太枠で囲っておりますが、後期高齢者支援金分の均等割で210円、介護納付金分の平等割で7386円の増となっております。なお、先ほどもご説明しましたように、今回の推計値はあくまでも仮の係数により算定されておりますので、今後、国が示します本係数への更新により変動することになります。なお、今月12日に開催されました第3回国保運営協議会におきまして、これらの推計結果等をもとに、税率改正に当たっての基本的な考え方について答申案として取りまとめられたところでございます。市長への答申につきましては、22日に予定されており、この内容につきましては、年明けの当委員会で報告いたしたいと考

えております。

以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成30年度コミュニティ交通の運行について」報告を求めます。

○市民協働部長

すみません。先ほど言いましたように担当課長が隣の総務委員会のほうに出席しておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

平成30年度コミュニティ交通の運行につきましては、お手元に資料を配付させていただいておりますけれども、現在、本市コミュニティ交通の運行に関しましては、コミュニティバスと予約乗合タクシーの併用運行、並びに街なか循環バスの実証運行を行っております。その街なか循環バスの実証運行期間が、今年度で終了することとなりますことから、街なか循環バスとコミュニティバスの3路線を合わせまして、コミュニティバスの再編、見直しを行い、コミュニティバスの運行を拡大することによりまして、地域間並びに地域と市中心部の連携性の向上、また、交通不便地域の課題解消を行うものでございます。

資料の1ページをお願いいたします。【1】街なか循環バスについての表題の中で、(1)で目的、(2)で運行状況、(3)で利用状況、(4)で街なか循環バスと民間バスの運行状況をお示しさせていただいております。これらの点を踏まえまして、(5)でまちなか循環バスの運行の実績検証をまとめさせていただいております。

検証結果といたしましては、街なか循環バスの運行地域は民間交通機関が充足している地域でございまして、民間バス事業者が当該バスに乗りかえを行っている状況もでございます。民間バス事業者への影響も少なくないと推測されること、また利用者数も横ばい状況でございまして、街なか循環バスの路線をコミュニティバスの路線の中で再編した場合、交通空白地は数カ所にとどまること等が挙げられております。

2ページをお願いいたします。【2】で、平成30年度コミュニティ交通の運行についての中で(1)で運行計画の方向性、(2)で街なか循環バス運行地域への対応、(3)におきまして、平成29年度コミュニティバス3路線等の課題改善について、まとめさせていただいております。

冒頭申しましたように、今年度はコミュニティ交通の運行見直しの時期でございますので、街なか循環バスに関する状況を踏まえまして、既存のコミュニティバス3路線に、先ほども説明しましたが、街なか循環バスを含めて再編することにより、周辺地域から中心市街地への交通網の利便性を高め、さらなる充実を図るためコミュニティバス路線を3路線から4路線に再編を行う方向で進めたいというふうに考えております。

3ページをお願いします。街なか循環バスの路線図を示しております。黒線で示しておりますのが街なか循環バスの現行の運行ルートでございまして、コミュニティバスの再編成により、どのように対応するかルート図面を添付させていただいております。青色の線が現在のコミュニティバスのルートでございまして、30年度も運行するルート。青色の点線が現在はコミュニティバスの運行ルートでありますけれども、平成30年度、次年度は運行しないルート。赤色の線が、新規にコミュニティバスが運行するルートになっております。

4ページをお願いいたします。このページではコミュニティバスの市全体での再編案ルートを記載いたしております。実線は現在のコミュニティバスのルート。点線は新設するルート。黒の点線は廃止するルートでございまして、また赤色のバス停につきましては、新設するバス停を示しております。基本的に廃止するバス停はございません。

5ページをお願いいたします。ここのページは予約乗合タクシーについてお示しをしております。

ます。運行地区、運行範囲等につきまして、現在のところ大幅な変更はございませんで、今回のコミュニティバス再編後も運行状況しっかり検証し、今後、運航形態に反映していきたいというふうに考えております。

6ページをお願いいたします。これ以降がコミュニティバスですけれども、まず、6ページがコミュニティバス潁田・飯塚線の運行ルートでございます。潁田・飯塚線では路線の運行距離が非常に長いこと、既存の民間交通機関のないコミュニティ拠点があることから、路線を分割するとともに、バス停を新設いたしております。

次に7ページをお願いいたします。庄内・飯塚線でございます。庄内・飯塚線につきましては、ルートの見直しを行いましてバス停の新設を考えております。運行ルートにつきましては、街なか循環バスとの再編に伴いまして、菰田地区において一部運行ルートの変更、庄内地区、穂波地区で民間交通機関のないコミュニティ拠点がありますことから、見直しを行って追加いたしておるところでございます。

8ページをお願いいたします。穂波・飯塚線でございます。ここの区域やルートにつきましては、運行区域が先ほどの潁田・飯塚線と同様でございますが、既存の運行ルートが広く、運行効率が悪いことから、路線を分割いたしまして運行する予定といたします。運行ルートの見直しを行いまして、鉄道駅や商業施設へのバス停を設置することで、利用者の利便性の向上を図っております。

9ページをお願いいたします。これは新規路線の高田・鎮西線でございます。これは先ほど説明しました潁田・飯塚線と筑穂・飯塚線を分割したルートで新設いたしております。基本的にはそれぞれの分割したルートをつないだ形となっております。運行ルート上におきまして、バス停の新設やルートの見直しを行っているものでございます。また6ページから9ページの右側には目安となる運航ダイヤをお示ししておりますけれども、微調整も想定されます。あくまでも基本ダイヤとして考えていただきたいと思います。あわせましてバス停の新設箇所につきましては、図面では赤で表記いたしておりますけれども、ダイヤの表記の中でも、バス停の欄に赤書きで表記をさせていただいております。平成30年度以降の運行につきましては、11月6日及び12月4日に開催されました、飯塚市地域公共交通協議会におきますご議論を踏まえまして、コミュニティ交通の運行を、今のこういう形での計画で進める予定といたしております。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。